

## 『くるみ本人家族の会』とは？

くるみ会の経営する、にしお・いっしき・のみみや・ながなわ・Link・里山の家・グループホーム（ただしLink（就労移行支援事業・定着支援事業）を除く）を利用している人の保護者、もしくは本人を会員とする組織のことでです。

### 目的は？

くるみ会を利用している人たちが、生涯を通じて安心して豊かに暮らしていけるように、くるみ会の行ういろいろな事業に協力するとともに、会員同士が助け合い、親睦を深めていくことを目的としています。

### 運営の費用は？

おもに会員のみなさんからの会費で運営しています。

### 会費の額は？

会費の額は、月額 1,500 円です。ただし自力通所の方は 0 円です(会則施行細則第 3 条を参照してください)。納入月は、4 月に前年度 1 年分を集めます。

### 会費の使い道は？

#### ◎ 会費

① 事業所車両協力金	送迎車両の買い換えや増車のために積み立てておく費用
------------	---------------------------

ほかに一部の人だけが出している会費は？

グループホームや里山の家で生活している人の中で、地域生活支援協力金があります。

これは里山の家からグループホームへ移行していく際、新たなホームの建設やホームの運営にかかる費用など、地域での生活を安定して推し進めていくための費用として、1 ヶ月につき里山の家 11,000 円、ホーム 5,000 円集めている会費です。

納入月は前年度 10 月～3 月 6 ヶ月分を 4 月、今年度 4 月～9 月 6 ヶ月分を 10 月です。

会議は？

役員会と総会があります。

役員会は、年間数回の会議を開催し様々な議案に対し審議執行していきます。役員会の内容は「本人家族の会たより」にて会員みなさんに報告しています。

役員の任期は 2 年間であり、会員みなさんの持ち回りとなりますのでご協力をお願いします。

総会は、年度当初に開催し事業計画や予算を審議決定します。また次期総会まで放置できない重要案件が生じた場合は臨時総会を開催します。

他の事業は？

協力作業として、毎月 1 回第 2 日曜日にくるみ会周辺の清掃作業をしています(いっしきの清掃作業は別に設定しています)。

ほかにバザー製品作りを毎月第 2 月曜日・第 4 火曜日に行っています。

詳しい日程は、毎月配布する月間予定表でお知らせします。各月ごとに一度も参加できなかった場合は翌年度初めに欠席回数に応じて環境整備協力金を集めています(1 回あたり 1,000 円)。

また行事として、会員同士の親睦を深めるために、有志による日帰り旅行(時期未定)などを行なっています。

そのほかにも、あんしん共済を運営しています。これは、民間の保険会社では対応しにくいような発作等に起因する事故に対しても支払われます。

加入初年度のみ 10,000 円を協力していただきます。次年度以降は予定積立金額(200 万円)を下回らなければ、掛け金はかかりません。毎年総会の時に決算報告を行います。

以上がくるみ本人家族の会の内容です。詳しくは会則および細則をご確認ください。

# くるみ本人家族の会 会則

## (名称および事務所)

第1条 この会は、くるみ本人家族の会といい、事務所を西尾市家武町深篠 96 番地  
社会福祉法人くるみ会(以下「くるみ会」という)内におく。

## (会員と組織)

第2条 この会は、くるみ会の経営するにしお・いっしき・のみや・ながなわ・L  
i n k (就労移行支援事業・就労定着支援事業・就労継続支援事業)・障害  
者支援施設里山の家・共同生活事業所(ただしL i n k (就労移行支援事業・  
就労定着支援事業)を除く)に在籍する者(以下「在籍者」という)、保護者、  
またはこれに代わる人を会員として組織する。

## (会員の権利と義務)

第3条 会員は、この会の運営について随時意見を陳述することができる。

- (2) 会員は、この会則並びに総会及び役員会で決議された事項を遵守しなければならない。

## (目的)

第4条 この会は、くるみ会の企画する諸施策並びに日常の業務運営に協力し、在籍  
者が生涯を通じて社会人としてより良い環境のもとで生活できるように次  
に掲げる諸事業を行うほか、会員の親睦並びに相互扶助を図ることを目的と  
する。

## (事業)

第5条 この会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 会員は、くるみ本人家族の会が指定する作業に参加する。
2. くるみ会の事業所の所在する地域の自治会が行う行事に積極的に協力する。
3. 会員並びに在籍者相互の親睦を図るための諸事業を行う。
4. その他、前条の目的達成に必要な事業を行う。

## (役員)

第6条 この会に、次の役員をおく。

会長 1 名、副会長 2 名、会計 1 名、書記 1 名、監事 2 名、理事若干名

## (役員を選出)

第7条 会長及び副会長は、立候補者を含め諸般の事情を考慮したうえ役員会に諮り  
内定し、総会の決議により選出する。

- (2) 書記・会計及び監査は役員会に諮って内定し、総会の決議により選出する。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。欠員を生じた場合には、役員会で選出し前任者の残任期間までその任務にあたる。

(役員任務)

第 9 条 役員任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を総括し会議の議長となるほか、日常の軽易な業務を専決する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その任務を代行する。
3. 書記は、諸会議の決議を記録する。
4. 会計は、この会の会計業務にあたる。
5. 監事は、会計の監査にあたる。
6. 役員は、役員会の附議事項を審議決定する。

(会 議)

第 10 条 この会は、年度当初に総会を開き事業計画及び予算を審議決定する。

- (2) 役員会は、必要の都度随時開催し会務を審議執行する。
- (3) 総会・役員会は、全会員・役員過半数の出席により成立し、出席会員、役員過半数の同意で決定する。
- (4) 会長は、次期総会まで放置できない重要案件が生じた場合は臨時総会を招集しなければならない。

(顧 問)

第 11 条 この会に顧問をおくことができる。

(会 計)

第 12 条 この会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってあてる。

- (2) この会の会費は、細則で決定する。

(会計年度)

第 13 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会員の除名)

第 14 条 1 年以上にわたり会費を納入しない会員については、役員会に諮り、出席役員全員の同意が得られたときは、直ちに会員台帳から削除するものとする。

(会則の変更)

第 15 条 この会の会則の変更は、総会の議決を得なければならない。

(施行細則)

第 16 条 この会則に基づく細則は、総会で審議決定する。

**【附則】**

この会則は、平成 14 年 3 月 9 日より施行する。

この会則は、平成 15 年 4 月 18 日より改正・施行する。

この会則は、平成 16 年 4 月 24 日より改正・施行する。

この会則は、平成 18 年 4 月 23 日より改正・施行する。

この会則は、平成 21 年 4 月 19 日より改正・施行する。

この会則は、平成 24 年 4 月 21 日より改正・施行する。

この会則は、平成 26 年 4 月 26 日より改正・施行する。

この会則は、平成 27 年 4 月 25 日より改正・施行する。

この会則は、平成 29 年 4 月 22 日より改正・施行する。

この会則は、平成 30 年 5 月 26 日より改正・施行する。

この会則は、平成 31 年 4 月 27 日より改正・施工する。

# くるみ本人家族の会 会則施行細則

- 第1条 (1) 会則第5条1項の定めに出席できない事情にある会員は、役員会の認定を受けなければならない。
- (2) 認定を受けない会員が出席しない場合は、環境整備の回数を基準とし、一回につき1,000円を納めなければならない。

第2条 会則第11条の顧問は、前任会長、にしお管理者・のみや管理者・いっしき管理者・ながなわ管理者・Link管理者・障害者支援施設里山の家管理者・共同生活事業所管理者、その他とする。

第3条 会則第12条(2)の会費は次のとおりとする。  
月額1,500円とする。

内訳(概算)

事業所車両協力金 1,500円

納入月は4月とし、前年度1年分の会費18,000円を納めることとする。

ただし、自力通所者の場合は、月額0円とする。

退所される場合は、退所までの分を納めることとする。

また、次に該当する方は会費免除とする。

・原則毎年4月1日を基準として、会員対象者が20歳未満の方。

※20歳を過ぎた4月1日より「会費対象者」としてご協力いただきます。

・原則毎年4月1日を基準として、会員対象者が20歳以上の無年金の方で、かつ利用者負担額がない方。

※利用者負担額とは障害福祉サービス受給者証に記載されている負担額です。

※無年金の方で利用者負担額のある方は免除対象ではありません。

・長期欠席されている方(通所)1ヶ月間欠席。

※月の稼働日を全て欠席した場合。

・役員会にて認められた方

第4条 会則第4条の目的に添い会員の慶弔規定を次のように定める。

(1) 在籍者が入院1ヶ月以上の場合は、5,000円とする。

(2) 会員および在籍者が死亡の場合は、5,000円とする。

(3) その他会長が必要と認めた場合は、適宜決定する。

第5条 この細則は、総会において決定する。

**【附則】**

この細則は、平成 14 年 3 月 9 日より施行する。

この細則は、平成 15 年 4 月 18 日より改正・施行する。

この細則は、平成 17 年 4 月 16 日より改正・施行する。

この細則は、平成 21 年 4 月 19 日より改正・施行する。

この細則は、平成 24 年 4 月 21 日より改正・施行する。

この細則は、平成 26 年 4 月 26 日より改正・施行する。

この細則は、平成 29 年 4 月 22 日より改正・施行する。

この細則は、平成 30 年 5 月 26 日より改正・施行する。

この細則は、平成 31 年 4 月 27 日より改正・施行する。

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日より改正・施行する。

## くるみ あんしん共済 規約

### (名称および事務所)

第 1 条 この制度は、くるみあんしん共済といた事務所を社会福祉法人くるみ会(以下「くるみ会」という)内におく。

### (会員と組織)

第 2 条 この制度は、くるみ会の経営するにしお・いっしき・のみや・ながなわ・L i n k・障害者支援施設里山の家・共同生活事業所(ただしL i n k (就労移行支援事業・就労定着支援事業)を除く)に在籍する者、またはこれに準ずる者の中の加入者を会員とし組織する。

### (役員)

第 3 条 この制度の役員は本人家族の会役員が兼務する。

第 4 条 役員任期は本人家族の会の役員任期に準ずる。

### (目的)

第 5 条 この制度は、会員が自らの責任にかかる傷害・賠償事故に対し保障する制度であり、相互扶助を目的とする。

### (共済事由の範囲)

第 6 条 この制度は、下記の場合に発生する傷害・賠償事故を範囲とする。

1. くるみ会の施設内で発生する傷害・賠償事故
2. くるみ会が参加する行事の時に発生する傷害・賠償事故
3. 公用車内で発生する傷害・賠償事故
4. その他、会長が必要と認めた場合。

### (審査)

第 7 条 支払額が 50,000 円以下の場合は事務局扱いとし、50,000 円を超える場合は役員会に報告し決定する。

### (共済金の支払)

第 8 条 会員に共済事由が発生した場合は、前条に基づき遅滞なく共済金を支払わなければならない。



(共済掛金)

第9条 この制度を運営していくために共済掛金を以下のとおりとする。

1. 加入初年度の方・・・10,000円

(共済掛金の増額)

第10条 共済掛金残高が共済事故等の多発により200万円未満になった場合は、総会の議決を経て臨時に共済掛金の増額または特別徴収を行うことができる。

(会計)

第11条 この制度の会計は特別会計とし、独立して処理するものとする。

(承認)

第12条 この制度は、毎年年度末の決算時に収支報告を行い、総会の承認を受けなければならない。

(その他)

第13条 この制度の規約の変更は総会の議決を得なければならない。

**【附則】**

この規約は、平成13年4月22日より施行する。

この規約は、平成16年4月24日より改正・施行する。

この規約は、平成24年4月21日より改正・施行する。

この規約は、平成26年4月26日より改正・施行する。

この規約は、平成27年4月25日より改正・施行する。

この規約は、平成29年4月22日より改正・施行する。

この規約は、平成30年5月26日より改正・施行する。

この規約は、平成31年4月27日より改正・施工する。

# くるみ本人家族の会 地域生活支援協力金 規約

## (名称および事務所)

第 1 条 この制度は、くるみ本人家族の会地域生活支援協力金といい事務所を社会福祉法人くるみ会(以下「くるみ会」という)内におく。

## (会員と組織)

第 2 条 この制度は、くるみ会の経営する共同生活事業所(グループホーム)および里山の家に入居する者を会員とし組織する。

## (役員)

第 3 条 この制度の役員は、本人家族の会役員が兼務する。

第 4 条 役員の任期は、本人家族の会の役員任期に準ずる。

## (目的)

第 5 条 この制度は、新たなホームの建設にかかる費用や、地域での健康で安全な生活を安定して推し進めていくための費用として助成することを目的とする。

## (協力金)

第 6 条 この制度の協力金は、別紙のとおり定める。

## (助成金の審査)

第 7 条 この制度の助成金の執行については、役員会の承認を経て総会の議決を得なければならない。

## (会計)

第 8 条 この制度の会計は、特別会計とし独立して処理するものとする。

## (承認)

第 9 条 この制度は、毎年年度末の決算時に収支報告を行い、総会の承認を受けなければならない。

## (その他)

第 10 条 この制度の規約および協力金の変更は、総会の議決を得なければならない。

## 【附則】

この規約は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日より改正施行する。

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日より改正施行する。

## くるみ本人家族の会地域生活支援協力金 別紙

規約第 6 条の協力金は、以下のとおりとする。

(協力金)

月額あたりの協力金は、里山の家 11,000 円、ホーム 5,000 円とする。ただし入居前に地域生活支援協力金として一括納入した場合は、納入金額を償却するまで 1,000 円とし、償却期間終了後里山の家 11,000 円、ホーム 5,000 円とする。

(納入月)

納入月は、前期分を 10 月(4 月～9 月)、後期分を 4 月 (10 月～3 月) とする。

# ◇くるみ本人家族の会◇ 協力作業について



## 環境整備

くるみ会のにしお地区といっしき地区周辺の清掃作業をしています  
※雨天中止

### 「環境整備にしお」

**日時** 毎月第2日曜日（8月および翌年1～2月は中止）  
4～6月・10～翌年3月AM8:30～ 7～9月AM8:00～

**場所** にしお（里山の家含む）  
西尾市家武町深篠96番地

**対象** にしお・のみや・ながなわ・Link該当事業・里山の家に入居  
上記の家族の方が対象ですが「環境整備いっしき」にも参加可能です

「環境整備にしお」日曜日に参加できなかった方を対象に、翌月曜日午前9時より「環境整備にしお」を行います。集合場所は里山の家です。

### 「環境整備いっしき」

**日時** 毎月第2日曜日・第4日曜日（2月中止、年間11回中9回）  
AM8:30～ AM9:00～

**場所** いっしき  
西尾市一色町池田埋田17番地

**対象** いっしき・旧一色町在住  
上記の家族の方が対象ですが「環境整備にしお」にも参加可能です

参加人数が少なく作業が残ってしまうこともあります。たくさんの方の参加をお待ちしております。

当日担当者がおりますので、参加受付を必ず行ってください。

上記以外お近くの事業所で環境整備を希望される方は、事業所稼働日に事業所へ相談のうえ、実施した場合参加とします。

## バザー製品づくり ※保護者が集まって手作り製品を作っています

**日時** 毎月第2月曜日・第4火曜日 ※学校が休日にあたる日は会場の都合で開催されません  
AM10:00～

**場所** 地域生活支援センターひしいけ  
西尾市菱池町平池71番地1

**対象** すべての会員のご家族



手作り製品には、アクリルたわし・肩たたき棒・ごみ箱・布ぞうりなどがあります。

製品は、西尾福祉まつりバザー出展の他、口コミで様々な方に販売しています。

**環境整備及びバザー製品づくりに一度も参加できなかった月は、翌年度初めにその回数に応じ環境整備協力金を集めます。**

(協力作業への参加が難しい方に関しましては、環境整備協力金免除となる場合がありますので、役員及び事務局へご相談ください)